

四 教育・文化

1 新教育体制

(1) 六・三・三制

二二五〔昭和二〇年終戦により古書・図書・文書の処置につい

て〕

二〇秘教

昭和二十年八月二十四日

福島県内政部長

各図書館 長殿

各学校 長殿

古書並ニ国史等ニ関スル貴重図書並ニ

敵国非謗図書文書ニ対スル処置ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ其筋ヨリ通牒有之候条左記ニ依リ極秘裡ニ

処置相成度

追テ本通牒ハ読後焼却相成度申添候

記

一、貴重図書ハ適當ナル場所ヲ選定ノ上隠匿疎開ノコト

二、敵国非謗図書文書ハ焼却ノコト

大東亜戦争終結ニ際シ畏クモ、大詔ヲ渙発アラセラレ総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケムコトヲ懇諭シ給フ、誠ニ恐懼ニ堪ヘズ各位ハ深く此ノ大詔ノ聖旨ヲ体シ奉リ国体護持ノ一念ニ徹シ教職員ヲシテ克ク学徒ヲ薫化啓導シ其ノ本分ヲ謬ナク恪守セシムルト共ニ師弟一心任ノ重キニ堪ヘ祖孫一体道ノ遠キヲ忍ビテ教学ヲ荆棘ノ裡ニ建設シ国力ヲ復興シ以テ深遠ナル聖慮ニ応ヘ奉ラシメムコトヲ期セラレ度、九月一日ヨリノ授業ハ何分ノ指示アルマデ左記事項ニ留意シ各学校ノ情勢ヲ勘案シ実施相成様指導相成度此段及通牒候也

(一) 国民学校教育上留意スベキ事項

一、国民科ノ取扱方針

1、大東亜戦争終結ニ際シ渙発ノ大詔ノ聖旨ノ徹底セシムルコト

2、新聞放送等ヨリノ資料ヲ以テ時局認識ノ教育ニ主力ヲ注グ

コト

3、教科書ニ拠ルコトナク教材ニツイテハ国語力(読ム力、書取ル力)ノ啓培ヲ主眼トシ各校ニ於テ(分会又ハ班単位ニテ案ヲ練ルモ可)適宜国体護持ニ関スル教材及平時教材ヲ取扱フコト

4、昭和十六年十二月八日以前編集ノ教科書中ヨリ取材スルヲ

可トス

5、授業ハ板書又ハ騰写物ニヨル各工夫ヲ凝ラシ実力ノ養成ニ努ムルコト

6、躰ノ教育ニ留意シ品位ヲ昂ムル様力ムルコト

二、理数科ノ取扱方針

従前通り継続スルコト

三、体錬科ノ取扱方針

戦技の教材ノ取扱ヲナサズ保健体位向上ヲ主トスル教材ヲ実施スルコト

四、芸能科ノ取扱方針

1、音楽習字ハ教科書ニ拠ラザルコト

2、平時的教材ニヨリ実施スルコト

五、実業科ノ取扱方針

生産ヲ中心ニ指導ノ万全ヲ期スルコト特ニ高等科ノ児童ハ食糧増産ヲ継続スル様指導スルコト

六、社会教育

保護者ヲ通シ一致平静秩序勤勞以テ難局ニ処スルヤウ指導スルコト、特ニ婦女子ノ教養ニ留意スルコト

(一) 青年学校教育上留意スベキ事項

一、大東亞戦争終結ニ関スル大詔ノ聖旨ヲ透徹スル様力ムベキコト

二、新聞記事放送等ニ基キ四ヶ国共同宣言ニヨル連合国側ノ態度

及日本政府ノ之ニ対スル態度等ニツキ充分其ノ真相ヲ把握セシムル如ク力ムベキコト

三、教材ハ教科書ニ拠ルコトナク古典的ナルモノ平時的ナルモノ等ニツイテ取扱ヒ、国語力ノ啓培ニ力メ、大東亞戦争ニ関スルモノ其ノ他国際平和上考慮ヲ要スルモノニツイテハ取扱ヲナサザルコト

四、教練科ハ中止スルコト

五、体育ニ関シテハ戦技の教材ノ取扱ヲ廃シ、保健体位向上ニ資

スベキ教材ヲ実施スルコト

六、情操陶冶ニツイテハ平時的の材料ヲ用ヒテ実施スルコト

七、実業教育ハ最も重要視シ生産ニ万全ヲ期スルコト

八、特ニ青年ノ集会等ニ於ケル言動ノ指導ニ留意スルコト

九、青年期ノ心理ヲ考慮シ新日本建設ノ理想ニ燃エシメ精神ノ安定ヲ期スル如ク力ムルコト

一〇、教具教材等ニ関スル整理ニツイテハ特ニ指示スルコトアルベキモ特ニ敵ヲ誹謗セル文書等ハコノ際廃棄シ煙滅スルコト

(二) 社会教化上留意スベキ事項

一、大東亞戦争終結ニ関スル大詔ノ聖旨ヲ普ク、滲透スル如ク力ムルコト

二、常会ノ指導ニツイテハ特ニ留意シ時局ノ真相ヲ正シク把握シ

流言等迷ハサレルコトナキ様力ムルコト

三、益々隣保扶助ノ精神ヲ發揮シ来ル可キ苦難ヲ打開スル如ク誘導スルコト

[昭46刊「福島県教育史資料第4集」抜粋]

二二六 [昭和二〇年新日本建設の教育方針]

新日本建設ノ教育方針(文部省昭和二〇年九月一日)

文部省デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉戴シテ世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施設ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル

一 新教育ノ方針

大詔奉戴ト同時ニ従来ノ教育方針ニ検討ヲ加ヘ新事態ニ即応スル教育方針ノ確立ニツキ鋭意努力中デ近ク成案ヲ得ル見込デアलग今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国の思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ進運ニ貢献スルモノタラシメントシテ居ル

二 教育ノ体勢(略)

三 教科書(略)

四 教職員ニ対スル処置(略)

五 学徒ニ対スル処置(略)

六 科学教育(略)

七 社会教育(略)

八 青少年団体(略)

九 宗教(略)

十 体育(略)

十一 文部省機構ノ改革(略)

解説 東久邇宮内閣の国民の教育に対する期待は、「今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムル」との一語であり、方針中「軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トスル」とは、とても相容れることのできぬ陳腐なものであり、教育に対する統制は依然として厳しいものであった。

[昭48刊 東京法令「日本史資料」抜粋]

二二七 [昭和二〇年学徒勤労について]

二〇教第五〇五号

昭和二十年十月十二日

福島県内政部長

各中等学校長殿

各国民学校長殿

終戦後ニ於ケル学徒勤労実施ニ関スル件

終戦ニ伴フ勤労出勤学徒ノ処置ニ関シテハ曩ニ通牒致置キタルモ

今般文部省体育局長ヨリ通牒ノ次第モ有之候ニ付差当リ今後ニ於ケル学徒ノ勤勞実施ニ付テハ左記方針ニ基キ遺憾ナキヲ基セラレ度此段依命及通牒候也

- 一、現ニ学徒勤勞令ニ依リ農業、運輸、通信業務ニ出動中ノ者モ復員軍人工場離職者等ノ帰還等ニ依リ学徒ノ動員繼續ヲ必要トスル事情消滅次第可及的速ニ動員解除ノ上帰校セシムルコト
- 二、今後ニ於ケル学徒ノ勤勞ハ修練課程実習教育トシテ学校ノ自主的計画ニ基キ現地ノ実情ニ即応シテ之ヲ課スルモノトス但シ必要ニ応ジ修練時數ニ拘束セラルルヲ要セザルモノトス
- 三、勤勞作業ノ対象ハ戦後ノ食糧事情ノ逼迫其ノ他ノ困難ナル事態ニ即応セシムル為食糧増産作業ヲ主トシ必要アル場合ハ戦災地復旧事業等ニモ協力セシムルモノトシ学校農園其ノ他ノ自校施設ノ活用ヲ図ルコト
- 四、勤勞作業実施中ニ於ケル学徒ノ死亡、傷害等ノ事故ニ関シテモ勤勞学徒援護会ニ於テ援護スル見込ナルコト
- 五、学徒勤勞令ヘ追テ廃止ノ見込ニシテ出動命令ニ基ク出動ハ之ヲ為サザルモ国家ノ要請ニ基キ学徒ヲ特定事業ニ協力セシムル場合ハ其ノ都度之ヲ指示スルコトアルベキコト
- 六、学校長ハ管内実施ノ事業ニ対シ学徒ノ勤勞協力ヲナス場合ハ学徒ノ心身疲勞ノ程度学力回復ノ要請等ヲ勘案シ出来得ル限り短期間ノ作業ヲ止メ且ツ最高学年ノ学徒ハ可成参加セシメザル

様特ニ計画スルコト

〔昭46「福島県教育史資料第4集」抜粋〕

二二八〔昭和二〇年軍国主義教育の停止と民主化〕

日本の教育制度の管理についての指令

(昭和二〇年一〇月二二日)

1 日本政府の新しい内閣に対して、教育についての占領の目的と政策を、よく解らせるために、次のやうに指令する。

a 教育の内容はすべて、次の方針によって、取り調べた上で、改め、取りしまる。

(1) 軍国主義の考へと極端な国家主義の考へをひろめてはならない。それで軍事教育と軍事教練はすべてやめる。

(2) 議会政治、国際平和、個人の尊厳、集会の自由、言論の自由、信教の自由のやうな人間の根本的な権利と合ふ考へを教へたり、行ひを身につけさせるのがよろしい。

b 教育関係者は、次の方針によって、取り調べた上で、留任させ、退職させ、任用し、再教育し、取りしまる。

(1) 教員と教育官吏は、できるだけ早く、取り調べた上で、職業軍人、軍国主義と極端な国家主義をひろめた者、占領政策に進んで反対する者はやめさせる。

(2) 自由主義と反軍との考へか行ひのために、解職され、休

職にされ、辞職をさせられた教員と教育官吏は、その資格を直ちに取れどもとしてやることを公表し、適当な資格があれば、他の者よりも先に復職させる。

(3) 人種・国籍・信教・政治上の考へ・社会的地位によって、学生・教員・教育官吏を區別して扱ってはならない。

この區別から起つてきた不公平は、直ちに改める。

(4) 学生・教員・教育官吏は、教育の内容のよしあしを、冷静にひはんするのがよろしい。政治上の自由・公民としての自由・信教の自由などの諸問題について、自由に遠慮なく論じ合つてよろしい。

(5) 学生・教員・教育官吏・一般社会に対して、日本占領の目的と政策・議會政治の理論と實際、軍国主義者の指導者とその協力者とそれらに引きずられて日本国民に戦争をしかけさせその避けられない敗戦と苦しみとひどい現状をもたらしたる者の演じた役割をよく教へてやる。

c 教育の用ひる材料は、次の方針によつて、取り調べた上で、改め、取りしまる。

(1) 現在の教科目・教科書・教授指導書・教材は、とりあへず用ひてもよいが、できるだけ早く取り調べた上で、そのうちで軍国主義の考へと極端な国家主義の考へをひろめるために作られた部分は取り除く。

(2) 教養があつて平和的で責任を重んずる公民をつくるために、新しい教科目・教科書・教授指導書・教材を整へて、できるだけ早く現在のものと取りかへる。

(3) 教育活動は、できるだけ早く、平常にもどさなければならぬが、設備が不十分なときは、初等教育と教員養成を、他のことよりも先きに扱ふ。

2 文部省は、マッカーサー司令部の關係部局と連絡する機関を設け、その要求によつて、この指令のそれぞれの条項にもとづいてとつたすべての処置のくわしい報告書を出さなければならぬ。

3 この指令のそれぞれの条項のある日本政府の官吏と雇員、公私立学校の教員と職員はすべて、この指令の字句も精神も、一人一人責任をもつて守らなければならない。

教育関係者の資格についての指令

(昭和二〇年一月三〇日)

1 日本の教育制度の中から、日本国民に敗戦と戦争のつみと苦しみに貧しさとひどい現状をもたらしたる軍国主義の勢力と極端な国家主義の勢力を取り除くために、そして軍隊の経験や軍と特別の關係がある教員と教育官吏をおさへるために、次のやうに指令する。

a 日本の現在の教育関係者のうちで、軍国主義の考へや極端な国家主義の考へを持ってゐると一般から認められてゐる者、日本占領の目的と政策に強く反対してゐると一般から認められてゐる者は、すべて今すぐやめさせる。そして今後決して教育関係のどんな職にもつけさせない。

b 右以外の教育関係者は、今後何分の達しがあるまで、文部省が認めれば、その職に留まらしてゐてよろしい。

c 現在日本軍の軍籍にある者、終戦後復員して現在教育関係の職についてゐない者は、今後何分の達しがあるまで、教育関係のどんな職にもついでにはならぬ。

2 日本の現在の教育関係者と将来教育に関係したい者のうちで、望ましくない者をつめるために、次のように指令する。

a 文部省は、現在の教員と教育官吏、将来それになりたい者のすべてを、取り調べ、取り除き、資格を認めるために、適当な管理機関を設けその手続きを定めなければならない。

b 文部省は、この指令の規定にもとづいてとつたすべての処置をまとめた報告書を、できるだけ早くマッカーサー司令部に出さなければならない。その上、この報告書には次の特別の報告も入れなければならない。

(1) 一人一人が教育関係者として望ましいかどうかを、どう

してきめるかをくわしく書いたもの。それと一人一人の留任・解職・任用・再任をきめる特定の基準。

(2) 教育関係者を取り調べ、取り除き、資格を認めるために、どんな管理機関を設け、どんな手続を定めたか、くわしく書いたもの。それと判定に対して不服な者を取り調べ、前に資格を認められなかった者について再び取り調べるのに、どんな規定を設けたかをくわしく書いたもの。

3 この指令のそれぞれの条項に関係のある日本政府の官吏と雇員、公私立学校の職員はすべて、この指令の字句も精神も一人一人責任をもって守らなければならない。

国家神道についての指令 (昭和二〇年一月一五日)

(略)

修身科・国史科・地理科の中止についての指令

(昭和二〇年一月三一日)

(略)

〔文部省編「新教育指針」抜粋〕

二二九〔昭和二〇年学校より神道教育の排除〕

二〇学

昭和二十年十二月十九日

福島県内政部長

各 地方事務所長殿

各 市 長殿

学校ヨリ神道教育ノ排除ニ関スル件

連合軍司令部ノ指令ニ依リ学校ヨリ神道教育ヲ排除セラルム事ト
相成候ニ付テハ教職員ノ公式参拝及生徒児童ノ団体参拝ノ廃止並
ニ学校内ノ神棚其ノ他ノ神道ノ象徴トナルベキ一切ノ物ノ除去等
即時実施相成様管下各学校長ニ御示達相成度

追而本件ニ関スル連合軍ヨリノ指令内容ノ詳細ハ本月十七日附
発行各新聞ニ依リ諒知相成申添候

〔昭46刊「福島県教育史資料第4集」抜粋〕

二二〇〔昭和二年政教分離の達〕

二二社教第九一号

昭和二十一年十二月十九日

福島県教育民生部長

〃 内務部長

庁内各部課(室)長殿

各 地方事務所長殿

各 警察署長殿

各 市町村長殿

各 学 校 長殿

公共団体等が執行する竣工式落成式等

について

標記の件につき別紙甲号の如き疑義につき文部大臣官房宗務課長
へ問合せに対し別紙乙号の通り回答があつたから県市町村等の公
共団体が宗教儀式(修祓行事等)を含む竣工式、落成式等を執行
したり又は其の経費を支出したりすることは政教分離の見地より
避けなければならぬ、但し民間団体が執行することは差支えな
く又此等の儀式に官公吏が公の資格で参列することも差支えない趣
につき貴管下関係各庁団体等へ指導徹底を期せられたく尚本件は
連合国軍最高司令部の覚書にもとづくものにつき特に申し添える

〔別紙〕甲号

二二社教第九一号

昭和二十一年十一月二十六日

福島県知事 石 原 幹市郎

文部大臣官房宗務課長殿

公共団体等が執行する竣工式落成式起

式其の他の行事を行う際に神官の修

祓について

県市町村公共団体公共組合其の他の団体等に於て竣工式落成式起

工式其の他の行事を行う際に神官の修祓を受け尚之に要する供物一切の費用を其の団体経費より支出することは差支えなきや否問合わせの向もありましたので至急何分の御指示煩わしい

乙号

福宗三号

昭和二十一年十二月五日

文部大臣官房 宗務課長

福島県知事殿

公共団体等が執行する竣工式落成式等

について

右のことについて昭和二十一年十一月二十六日二一社教第九一号を以ってお尋ねになったが県市町村等の公共団体が宗教儀式（修祓行事等）を含む竣工式落成式等を執行したり又は其の経費を支出したることは政教分離の見地より避けねばならない。

但し民間団体が執行することは差支えなく又此等の儀式に官公吏が公の資格で参列することも差支えない。

〔昭46刊「福島県教育史資料第4集」抜粋〕

二三一〔昭和二〇年五大改革の指示〕

幣原内閣組閣に当ってのマッカーサー総司令部覚書

ポツダム宣言の達成によって日本国民が数世紀にわたって隷属させられて来た伝統的社会秩序は匡正されるであらう。このことが憲法の自由主義化を包含することは当然である。人民はその精神を事実上の奴隷状態においた日常生活に対する官憲の秘密審問から解放され、思想の自由、言論の自由及び宗教の自由を抑圧せんとするあらゆる形態の統制から解放されねばならぬ。如何なる名称の政府のものであれ、能率増進を装いあるひはかゝる要求のもとに大衆を統制することを停止せねばならぬ。これら要求の履行において並びにそれによって企図された諸目的を達成するためには余は貴下が日本の社会秩序において速かに次の如き諸改革を開始しこれを達することを期待する。

一、選挙権賦与による日本婦人の解放

日本婦人は政治体の一員として家庭の安寧に直接役立つ新しい概念の政府を日本に招来するであらう

二、労働の組合化促進

それは労働者の搾取と酷使からの防衛及び生活水準の向上のため有効な発言を許容するが如き権威を賦与するためである。とくに現在行はれている児童労働の悪弊を矯正するに必要な諸施設を講ずること

三、より自由主義的教育を行ふための諸学校の開校

国民は政府が国民の主人といふよりは寧ろ下僕となる如き組織

を理解することによって事実に基づく知識及び利益を得て将来の
 進歩を形成するであらう

四、秘密の検察及びその濫用が国民を絶えざる恐怖に曝らしてき
 た如き諸制度の廃止

従って圧制的、専横的にして不正な手段から国民を擁護し得る
 如き正義に基いてつくられた組織にこれを置き換へること

五、生産及貿易手段の収益及び所有を汎汎に分配するが如き方法
 の発達により独占的産業支配が改善されるやう日本の経済機構
 が民主主義化せられること

〔昭48刊 東京法令「日本史資料下」抜粋〕

二二三二〔昭和二十二年教育基本法の制定〕

教育基本法について

第一章 制定の経過

一 終戦後の新しい事態に直面して、従来の皇国思想にもとづく
 教育の理念を根本的に変革し、建直しをしなければならぬこ
 とは何人の目にも明らかであった。文部省は、新教育の方針を
 定め、その趣旨徹底を図ってきたが、昭和二十年十月二十二日
 付で連合国軍最高司令官は、「日本教育制度に対する管理政策」
 の覚書を発し、軍国主義的及び極端な国家主義的イデオロギー
 の普及を禁止するとともに、議会政治・国際平和・個人の権威

の思想及び集会・言論・信教の自由のごとき基本権の思想に合
 致する諸概念の教授及び実践の確立を奨励すべきことを明らか
 にした。昭和二十一年三月には米國教育使節団が来朝し、日本
 の教育改革について研究し、その結果を連合国軍最高司令官あ
 へて報告した。その報告書は多方面にわたるものであるが、教育
 の目的についても、「民主政治下の生活のための教育制度は、
 個人の価値と尊厳を認めることが基となるべきである」とする
 など極めて有益適切な寄与をなした。しかし各学校令の第一條
 にかかげる「皇國ノ道ニ則リシカジカ」の目的についての法令
 的な改正は行われないうで、すべて新しい学校制度の確立まで保
 留せられていた。

二 昭和二十一年第九十回いわゆる憲法議會において、二、三の
 議員から憲法中に新しい教育の理念をあきらかにする一箇條を
 設け、あるいは憲法中に教育の一章を設け教育の原則を示すべ
 きでこゝろという意見が開陳せられたに對し、田中前文相は、教
 育に関する規定を政府原案以上に憲法に盛ることに賛成しなかつたのであるが、他方教育に関する大方針及び学校系統のおも
 な制度について教育根本法ともいべきものの構想のあること
 を明らかにした。

三 米國教育使節団に協力すべく組織せられた日本教育家の委員
 会が発展して、同年九月内閣に教育刷新委員会が設けられた

が、この教育刷新委員会では、委員会において早急に取り上げるべき問題として、第一に教育の根本理念に関する事項をあげ、併せて教育の基本法の問題をも研究すべく第一特別委員会を組織した。この第一特別委員会は前後一二回にわたる会議をひらき、教育勅語の問題、教育の根本理念、及び教育基本法の内容等について慎重な検討をとり、総会に報告した。総会においても活ばつた意見が出て再三特別委員会を開いたが、その結果十一月二十九日の第十三回総会に報告採択され、同年末内閣総理大臣あて建議した決議の中、教育の理念及び教育基本法に関するものもなものは次のようであった。〔中略〕教育刷新委第一回建議事項をみよ〕

四 政府は、右の教育刷新委員会の建議及びその後の総会、各特別委員の審議の結果をとりいれ、教育基本法案を作成、各方面との連絡調整を行い、その了解をえて三月五日枢密院に御諮じゆんの手続きをとった。枢密院においても活ばつた意見が開陳され、政府は原案に多少の修正を施し、三月十二日、その本会議において可決された。

五 こえて十三日には衆議院に上程される運びとなった。委員会において国民協同党から修正案が提出されたが少数で否決され、十七日政府原案通り衆議院を通過した。十九日には貴族院に上程、二十三日の貴族院本会議では沢田牛麿氏の反対演説が

行われ緊張の場面を生じたが、政府原案通り可決成立した。ついで上奏裁可をえて三月三十一日公布、翌四月一日より発効したのである。

第二章 制定の理由

この法律の制定の理由について高橋文相は、議会において次のようにのべている。

「民主的で平和的な国家再建の基礎を確立するために、さきに憲法の画期的な改正が行われ、これによって、ひとまず民主主義平和主義の政治・法律的な基礎、いわば、わくとなるべきものがつくられた。しかしこの基礎の上に立って、真に民主的で文化的な国家の建設を完成するとともに世界の平和に寄与すること、すなわちこのわくの中に立派な内容を充実させることは、国民の今後の不断的努力にまたなければならぬ。そしてこのことは一にかかって教育の力にあると申してもあえて過言ではない。かかる目的の達成のためには、この際教育の根本的刷新を断行することにも、その普及徹底を期することが何よりも肝要である。

かかる教育刷新の第一前提として、新しい教育の根本理念を確立明示する必要があると思う。それは新しい時代に即応する教育の目的・方針を明示し、教育者並びに国民一般の指針たらしめなければならぬと信ずるからである。

次にこれを定めるに当っては、従来のように『詔勅』『勅令』

等の形式をとった。いわば上から与えられたものとしてでなく、

国民の盛り上がる総意によって、国民みずからのものとして決めるべきもので、国民の代表者をもって構成せられる議会において討議確定するため法律の形をもってすることが新憲法の精神に適うものとして必要かつ適当であると考へた次第である。さらに、新憲法に定められた教育に關係ある諸条文の精神を一層敷えん具體化して教育上の諸原則を明示する必要を認めた。

さて、これらの教育上の原則ならびにさきに述べた教育の根本理念は、単に学校教育のみならず、広く家庭を含めた社会教育にも通すべきものであつて、これらの根本理念並びに原則は、個々の教育法令に別々にこれを掲げることなく、基本的な単一の法律に規定して、その他の教育法令は、すべてこの法律にかかげる目的並びに原則に則つて制定せらるべきものとするのが適當であると考へ、この法律を教育基本法と稱した次第である。

以上述べた理由にもつぎこの法案を作成したわけであるが、この法案は、教育の理念を宣言する意味で、教育宣言であることとみることができらるであらうし、また今後制定されるべき各種の教育上の諸法令の準則を規定する意味において實質的には教育の根本法たる性格をもつものであるということができるのである。従つて本法案には普通の法律には異例である前文を附した次第である。」と。

第三章（以下略）

〔昭22・6 文部省調査局審議課長解説「文部時報八四〇号」抜粋〕

二三三 〔昭和二十二年六・三・三・四制の実施の文相訓示〕

新学制を実施するに當つて

（昭和二十二年三月一日高橋文相訓示）

本日は学制改革の問題につきまきまして早急に御懇談を致したく各位の御参集を求めましたところ、年度末にて御繁忙かつ交通事情困難の折からにもかかわらず、御出席をいただきましたことを、深く感謝申し上げます。

終戦後、全国民の努力と連合国側の援助とを得て、わが国は、真に平和的、民主的な文化国家として再建されつつありまして、すでに憲法が改正公布されましたことは、喜びに堪えない次第であります。

然し、これを実現するために最も基本的なものは教育であることとは申しあげるまでもないところであります。第九〇議会においても、文教再建の決議が行われ、政治における教育優先の原則が強調せられましたのも、わが国全般の改革中特に教育の改革が民主主義確立の根柢（マツ）をなすものであるからだと思つてであります。

ことに、昨年三月五日、六日に空路ジョージ・D・ストダード博士以下二十七名の米國教育使節団が来朝し、約一箇月間日本の

す。この制度を採ることは、自然に大学の数を増すことになり、従って大学教育を受ける人数が著しく増大し、更に大学の上に大学院又は研究所を充実することによって、わが国の学術文化水準の向上が十分期待し得られることを信じます。

第五には、欧米諸国の動向との一致であります。欧米諸国においても、義務教育年限はだいたい八箇年ないし九箇年となっております。六・三・三・四は、米国のみならず世界の動向となりつつあります。即ち世界文化の交流の見地から有意義であります。

以上、学制改革大要の方針を申し述べましたが、予算設備等の関係で、明年度に中学校一年を義務制とし、逐年進行させ、三箇年をもって完成致すことになっているのであります。

高等学校は二十三年度、大学は二十四年度から実施の予定で研究を進めつつある次第であります。

前述の通り、現下国家財政経済の窮迫、資材設備の不足、教科配置の困難等、幾多の事情があることと思ひますが、万難を排してこれを実施致すことに決定致しましたので、各位におかれては、十分な御協力をお願い致す次第であります。

以下申し述べまして御あいさつと致します。

〔昭22「文部時報」第八三九号抜粋〕

二三四〔昭和二十二年新制中学校設立について〕

二二学

昭和二十二年三月二十七日

福島県教育民生部長

関係学校長殿

新制中学校設立準備に関する件

さきに昭和二十二年から新設される中学校の教員組織に關し種々御配慮を煩はしたのであるが引続き其の他の設立準備に關しても市町村当局とよく連絡の上格段の御配慮を願ひたい。

〔昭46刊「福島県教育史資料第4集」抜粋〕

二三五〔昭和二十二年臨時教育専門委員会の設定〕

臨時教育専門委員を囑託する

昭和二十二年六月十六日

矢吹町役場

(氏名) 真親市郎 藤田吉郎

菊地熊之助 佐久間広四

星卯吉 佐久間武

石井兵庫 野崎久慶

星清 宗像倉松

大木倉藏 円谷庄助
金田長治郎 会田宗太郎
仲西正次 議長
副議長

昭和二十二年六月十六日

矢吹町役場

臨時専門委員^(門)嘱託に就て

左記当町教育施設に關しまして御協力相願度別紙嘱託書差上げましたから御承諾願ひ度い

記

- 一 矢吹町立中学校舎建設に關する件
- 一 元飛行場格納庫松下並敷地買収促進に關する件
- 一 学校職員住宅改造に關する件
- 一 高等学校誘置に關する件

〔昭22「委員会関係書類綴」抜粋〕

二三六 〔昭和二十三年立場に迷う校長会議〕

立場に迷ふ校長会議

「使用者」か「非使用者」か<sup>(労基法に
見解二つ)</sup>

県主催西白河、岩瀬両郡下の小中学校校長は、去る二十九日矢吹

小学校に關催され、各地で問題になっている体罰問題、学期火災、主に新制中学に教多く見られる就学すべき生徒の不登校問題を審議したが、学校経営上における労働基準法に關する問題で、校長の立場が重要問題となり、色々意見が取り交された労基法から見て、校長の立場としては

一、各校において多数の教員の指導、監督の立場にある校長は、学校そのものとしては使用者と看做される

二、今般教育に關する一切の権限を持つ教育委員が設置され、今年度各県に県教育委が置かれた以上、各校の学校長は一般教員同様非使用者に看做される

の二見解がある訳である、と同時に学校教員に対する労基法の適用から今般県教委では県で一応の教員、学校長との就学規則の基準を設定、各地各町村校に適應した学校長と、一般教員との間に就学規則を作り両者で契約、労働基準監督署の許可を受ける事になった。

〔昭23・12・5「やぶきタイムス」抜粋〕

二三七 〔昭和二十三年寄付金の抑制についての達〕

二二学第三二三号

昭和二十三年四月十日

教育部長

各県立学校長

各地方事務所長

官公庁に対する寄附金の抑制について

このことについては一月三十日別紙のように閣議決定されたが学校関係としては左記事項御留意の上遺憾なきを期せられたい。

記

省学四号

昭和二十三年三月二十一日

文部省学校教育局長

国立公立大学高等専門学校校長
都道府県知事殿

官公庁に対する寄附金の抑制について

このことについては、一月三十日別紙のように閣議決定されたので、左記事項に御留意の上、遺憾なきを期せられたい。ここに、命によって通達する。

なお、都道府県にあっては、二月四日附総審十六号内閣官房長

官より都道府県知事あて通達「官公庁に対する寄附金の抑制につ

いて」を参照せられたい。

記

一、個人が自発的になす寄附金は受納して差支えない。

二、学校後援団体等が自発的になす寄附金募集はこれを禁止しない。

三、学校に要する経費に関し寄附金を受納する場合は、その寄附

が割当の方法によって募集されたものでなく、且つ国立学校にあっては文部大臣、公立学校にあっては都道府県知事において弊害を生ずる虞がないと認められたものに限る。

四、閣議決定のロの公表は、その学校を設置する地方公共団体の一般の公告方法により公表する。

官公庁に対する寄附金等の抑制について

財政の緊迫化に伴い、最近諸官公庁（学校を含む）においてその経費の一部を諸種の寄附に求める傾向が著しいが、寄附者の自由意思によるといわれる場合においても、その性質上半強制となる場合が多く、或いは国民に過重の負担を課することとなり、或は行政措置の公正に疑惑を生ぜしめる虞なしとしない。

よって極力かかる傾向を是正するため、次の方針によるものとする。

一、官庁の諸経費は予算を以て賄い、寄附金等の形によつて他に転嫁することは、極力これを慎むこととし、これがため行政諸施策は国家財政との関連において実行可能なものに限定するよう努めること。

二、官庁自身による場合はもとより、後援団体を通じてなす場合においても寄附金の募集は厳にこれを禁止すること。

三、自発的の好意による寄附の場合においても、割当の方法による

ものでなく、且つ主務大臣が弊害を生ずる虞がないと認められたものの外その受納はこれを禁止すること。

四、前項によって主務大臣が寄附の受納を認めた場合には

(イ) 剰金にあってこれを歳入に繰入れ、剰金の趣意を考慮の上予算的措置を講ずるものとする。

(ロ) 公共施設の寄附（適正賃借料^(マ)を下廻る借入の場合を含む）にあたっては、所定の手続を為し、且つこれを公表するものとする。

五、主務大臣は各前項の趣旨を部内に徹底せしめる措置を講ずること。

六、地方公共団体に對しても前各項に準ずるようその自肅を求めること。

二三庶

昭和二十三年三月十一日

総務部長

庁内部課長殿

官公庁に対する寄附金等の

抑制について依命通牒

標記について今般別紙の通り閣議決定の趣通牒があったから右決定の趣旨に添って措置せられたく命によって通知する。

総審第十六号

昭和二十三年二月四日

内閣官房長官

各都道府県知事殿

官公庁に対する寄附金等の抑制について

最近諸官公庁において、その経費の一部を諸種の寄附に求める傾向が著しく漸次国民の間に不平不満を訴へるものを生じつゝある現状に鑑み、今般政府においては、別紙の通り閣議決定をなし、極力かゝる傾向の是正に努めることになったが、貴庁においても右決定の趣旨に添って善処せられたく、命によって通知する。

なお、貴管内各市町村に對しても右趣旨の徹底方御措置願いたし。

官公庁に対する寄附金等の抑制について

昭和二十三、一、三十

閣議決定

財政の緊迫化に伴い、最近諸官公庁（学校を含む）においてその経費の一部を諸種の寄附に求める傾向が著しいが、寄附者の自由意思によるといわれる場合においても、その性質上半強制となる場合が多く或いは国民に過重の負担を課することとなり、或いは、行政措置の公正に疑惑を生ぜしめる虞なしとしない。

よつて極力かゝる傾向を是正するため、次の方針によるものとする。

一、官庁の諸経費は、予算を以て賄い、寄附金等の形によつて他に転嫁することは、極力これを慎むこととし、これがため行政諸施策は国家財政との関連において実行可能のものに限定するよう努めること。

二、官庁自身による場合はもとより、後援団体を通じてなす場合においても寄附金の募集は厳にこれを禁止すること。

三、自発的好意による寄附の場合においても、割当の方法によるものでなく、且つ主務大臣が弊害を生ずる虞がないと認められたものゝ外その受納はこれを禁止すること。

四、前項によつて主務大臣が寄附の受納を認めた場合には

(イ) 醸金にあつてはこれを歳入に繰入れ、醸金の趣意を考慮の上予算的措置を講ずるものとする。

(ロ) 公共施設の寄附（適正賃借料を下廻る借入の場合を含む）にあつては、所定の手続を為し、且つこれを公表するものとする。

五、主務大臣は前各項の趣旨を部内に徹底せしめる措置を講ずること。

六、地方公共団体に対しても前各項に準ずるようその自粛を求める。

(2) 教育委員会制度

二三八〔昭和二十七年矢吹町教育委員会第一回会議〕

第一回西白河郡矢吹町教育委員会々議録

一、場 所 矢吹町役場会議室

二、日 時 昭和二十七年十一月一日午後一時

三、出席した委員

会 田 宮 子 佐久間 佐一郎 三村 勇次郎

佐藤 卯平 佐久間 武

四、欠席した委員 なし

五、出席した者の職氏名

矢吹町長 大木代吉 助 役 栗林俊雄

書 記 渡 辺 久 公民館 栗林義夫
主 事

六、議事の内容及び経過

一、開会の宣言 午後一時三十分

町長大木代吉より教育委員会法第八十八条により町長が招

集開会する旨宣言した

二、町長の挨拶

全委員の方々には御多忙の処御出席下さいまして有難う御座いました。今回皆さんには最高点で御当選されたことを

〔昭47刊「福島県教育史資料第6集」抜粋〕

御喜び申し上げます。又佐久間武さんには町議会で最高点で御当選されたことを御喜び申し上げます。

当町に於ては皆さんの様な立派な方々が小中学校その他の教育行政に当ることになったことは誠に町の為に結構なことで喜びに堪えない次第であります。宜敷く御願ひ致します。

三、委員の紹介

町長大木代吉より委員を紹介した。

七、委員長選出までの日程（以下略）

〔町有 昭27「教育委員会議録」抜粋〕

二三九〔昭和二十七年矢吹町議会から教育委員選出〕

矢吹教育委員会委員の内町議会の議員のうちから議会に

おいて一名選挙の件

右教育委員会法第七条により議員の中から委員一名を選挙するものとする。

昭和二十七年十月二十五日提出

矢吹町議会議長 安藤 国吉

注 教育委員会法抜粋

第七条都道府県委員会は七人の委員で地方委員会は五人の委員でこれを組織する

2 第三項に規定する委員を除く委員は日本国民たる地方公共団

体の住民が公職選挙法の定めるところによりこれを選挙する

3 委員のうち一人は当該地方公共団体の議会の議員のうちから議会においてこれを選挙する

〔町有 昭27「矢吹町会議録」抜粋〕

二四〇〔昭和三〇年町村合併の教育委員挨拶〕

前略新しい矢吹町の誕生と共に本日から新しい矢吹町教育委員会が発足することになりました。私共は教育の不当な支配に服することなく国民全体に対し、直接に責任を負うて行わるべきものであるという自覚のもとに矢吹町教育の為に微力をささげる覚悟ですからよろしく御願ひいたします。

右御挨拶申し上げます。

昭和三十年三月三十一日

矢吹町教育委員会教育委員

佐藤 卯平

藤井 英由

佐久間 金蔵

佐藤 弥一

矢吹町教育委員会事務局職員

教育長 円谷 庄助

殿

主事 菊地 義夫
同 渡辺 久

議会側からの教育委員は未定ですから後に御報告いたします。

(注) 後、議会選出教育委員として関根正吾氏が選任され加わる。

〔町有 昭30「教育委員会議録」抜粋〕

二四一「昭和三十一年教育行政の大きな転換」

議論の多かった新教育委員会法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）は、ついに成立した。ある意味では、戦後の教育改革の根底にもふれる大きな転換と見られる重要法案が、議会史上その例を見ない混乱のうちに成立したことは、改めて反省し、かつ銘記さるべきである。（中略）

最も注目すべきは、教育基本法第十条の「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行わるべきものである」という原則である。このことは、教育委員会法の第一条にもはっきりと法律の目的としてうたわれていたのであるが、今度の法律では、なぜかそれがすべて削除されてしまった。それだけに、教育基本法の原則すら守られるかどうか憂慮にたえないのであるが、新しい法律の運営に当って、この原則はどこまでも崩されてはならない。

そのことが具体的に心配される第一の点は、教育委員の任命のことである。教育委員を、もうわれわれは直接選挙することはできない。知事や、市町村長の任命にまかせなければならない。新しい法律には「人格が高潔で、教育、学術、及び文化に関し識見を有するものの中から」任命するとあるが、そんな秀れた人物を、全国津々浦々でさがし出すことは容易ではない。そこには情実が加わり、政治的にかたよった人選が行われたいとは保障できない。

その上、法律は「委員の任命については、そのうち三人以上が同一政党に所属することとなつてはならない」となっている。政府はこれをもって政治的中立はまもられるというが、逆にいうならば、五名の委員のうち二名までは公然と同一政党人であってもよいこととなり、他はその同調者となることも当然予想されるのではなからうか。この点、父兄としても警戒すべきところであつて、子どもの教育の上に、保守、革新のいずれを問わず、偏った政治的圧力が加わつては困るのである。

同様の意味から、心配される第二の点は、新しい法律によつて、文部大臣の権限がにわかには拡大され、全国の教育に中央政府の考えが画一的に押しつけられる道が開かれたことである。問題になつた文部大臣の承認を必要とすることも、それに関連するだろう。多くの学者達がこの法律にあえて反対したのも、そんなこ

とから、教育の国家統制、中央集権が復活することを恐れたためであった。「国の責任」というあいまいなことばで、時の政府、つまり与党、そして政党を代表する文部大臣、ひいては文部官僚の考え方が、「教育を不当に支配する」ようなことは許されてはならない。反対の多かった法律だけに、運用に当ってはとくに政府当局の熟慮を願いたい。

もう一つ、心配になる点は、教育予算についてである。従来わずかに与えられていた「予算原案送付権」も「予算執行権」もほとんど奪われてしまうのである。地方自治体の首長達が、行政の一元化ということばで政府案を支持したのも、実は、地方財政の貧困を理由に、教育委員会の廃止を希望していたからである。これも裏がえせば、教育委員会から財政権をとりあげて、これ以上教育予算はふやさないという意味に受取られぬこともあるまい。すでにその傾向は全国的に見えている。そこで新制度になると、学童、生徒の増加に見合う先生の数も確保されず、教材も不足するということも起らぬとは限らないのであって、それは事実上PTAの負担に影響を及ぼすことにもなるだろう。この点また子どもが父兄として、無関心でおられないわけである。

最後に希望したいのは、現在の教育委員会と日教組についてである。全国の教育委員が、職をかけてまで法案の阻止を運動したのは理解できないこともない。しかしながら、辞職の時期につい

ては、教育界に混乱の起らぬための自制に十分な配慮とを求めたい。公選が否定されたというだけで、無責任な行動はとるべきでないと考える。(下略)

[昭31・6・5「朝日新聞」抜粋]

二四二(昭和三十一年矢吹町教育委員会任命について議会の同意を求める)

議案第五十六号

矢吹町教育委員会委員の任命について議会の同意を求め
るの件

本町教育委員会委員を左記の通り任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により議会の同意を求める

昭和三十一年九月二十六日提出

矢吹町長 野木 忠 房

記

矢吹町大字矢吹字柳堀込七十八番地

円谷 庄 助

明治三十年一月十二日生

矢吹町大字矢吹字東側八十二番地

仲 西 ノ リ

明治四十二年五月二十七日生

矢吹町大字三城目字上町十四番地

太田 まき

明治二十七年四月一日生

矢吹町大字松倉字下松二十九番地

井戸沼 啓

明治三十三年一月十日生

矢吹町大字柿之内字岡の内十八番地

内山 幸吉郎

明治二十七年十一月八日生

(議事録抜粋)

一 議長 議案五十六号附議書記に朗読せしむ

一 町長 提案理由説明

種々申上度いことありますが取りあえず教育委員の選任の件おはかり致します。

選任の根本理由として

1 選挙に於て当選したもまたは立候補した者を除外した。

2 男女同権と申しますが婦人では中々他のことでは男に及ばぬ。しかし教育委員ならば婦人の活躍の出来る好い場所だと思ふ。従つて選出は男三 女二で御相談がした

い。

人選は中々ムツカシイことで何の誰といつても帯に短し襷に長しといふ形で満足とは行きません

皆さんの意に添はぬものもあると思いますが五人が五人共賛成といふことは六ヶしいでせうが 何卒賛成してほしい。

一 議長 三十分の延刻を諮る

一 異議なし

一 町長 説明を続ける

教育長は非常勤であつたものを今年は条例を変更されて常勤でなければならぬ。

一 十三番 本案については町長が選任したものを議会に同意を求めるといふことになっている。

前任者は我々が選出した者で相当の人格者でその人も入れて貰い度いとも思ふが今回選任になつた方々は各部落においても有力な方々であるから賛成もするが多少の時間を与えて考えさせて貰いたい。

一 町長 町長は選任する権利はあるが議会の同意を得なければならぬ。

文教委員は教育の担当者であるから御相談申し上げやうと思つた。又部落の人にも相談しやうと思つた。併しこれ

は中々々ケしい。どこから聞かれても発表出来ないといふ

ところで独断専行で極めました。本朝に至り議長と助役に

洩らしたのです。御了解を願います。

一 文教委員に一言の御挨拶があつてよかつたと思います。

併し本郡などにおいては相当の運動があつたやうに聞えて

いる、然るに当町においては、そんなことになかつた点に

おいて、私としては賛成したい。

一十三番 各人の経歴人格等を説明してほしい。

一町長 県教育委員会に至急報告を要することなので、不本意で

はありましようが御賛同願いたい。

一四番 何年議員といふことはどうなるか。

一町長 選任の後決定します。

一二十一番 円谷氏の如き旧教育者は不可である。

一町長 色々話も聞えているので教育長も変へやうと思つた。併

し全部選改(トウキ)となると旧委員が一人も残っていないといふ

ことは事務上にも影響すると思ふので多少の期間なり知っ

ている人が居ないとうまくない。

一十三番 一年なり二年なりといふことは町長の権限できめるの

か。

一町長 さうです。

一議長 異議の有無を問う。

異議なく五十七号可決々定
(六ノ誤リカ)

〔町有 昭31「矢吹町会議録」抜粋〕

二四三〔昭和三十一年任命制教育委員会第一回定例会〕

矢吹町教育委員会昭和三十一年十月

第一回定例会々議録

一、日時 昭和三十一年十月一日午前九時

二、場所 矢吹公民館会議室

三、出席した委員

内山 幸吉郎 井戸沼 啓 太田 マキ

円谷 庄助

四、欠席した委員 仲西 ノリ

五、町長の挨拶 藤井助役代理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律は公布になりました。教育委員は選挙制より任命制となつたので九月二十六日の町議会の同意を求めまして十月一日附で皆様を矢吹町教育委員会委員に任命致しますから矢吹町教育行政に何分の御協力を願います。

矢吹町教育委員会委員の任命辞令を内山幸吉郎委員外四名の委員に交付を行った。

六、議事の内容及び経過

(以下略)

〔町有 昭31「教育委員会議録」抜粋〕

(3) P T A

二四四〔昭和二年「父母と先生の会」設立運営協議会開催〕

二二社教

昭和二十二年十月 日

福島県教育部長
福島県総務部長

市 町村 長殿

学 校 長殿

学校後援会長殿
保護者会長殿

婦 人 会 長殿

青 年 会 長殿

「父母と先生の会」設立運営協議会開催について

子供達が正しく健やかに育って行くには家庭と学校と社会とその教育の責任を分けあい力を合わせて子供達の幸福のために努力してゆくことが大切であると在します。子供達は国の宝であると言われていますが、国や社会が榮えて行くということはこの子供達が私達よりよくなつて行くことであります。そこでこの国でも子供の問題については非常な注意と努力とを払い理解をもつ

ことに努めています。子供の問題に関心をもつことは国や社会をよくしてゆくことに結びついて来るのでそれは同時に社会改良運動への第一歩ともなり、又私達の生活の水準をあげていこうとする運動ともなるのであります。

ついではこのたび別紙開催要項により「父母と先生の会」設立運営協議会を開催いたしますので貴職の御出席を願います。

万一貴職出席出来得ない場合は代理者を出席させて下さい。なお市町村学校当局におかれては後援会保護者会代表者及婦人会長、青年会長等に御連絡の上出席方御取計下さい。

次に学校においては別紙開催要項の注意事項により関係資料御持参願います。

「父母と先生の会」設立運営協議会

開催要項

一、趣旨

国家再建の原動力である青少年の学校並に社会における教育は個人の尊厳を重んずると共に個性豊かにして真理と平和を愛する人間育成を目標としなければならない。このためには個別指導の徹底を期することが最も重要なことである。個別指導の徹底は学校のみでも家庭のみでもなし得ないのであつて学校、家庭、社会が一体となった時はじめて可能である。故に現在進んだ文化国でとりあげられている「父母と先生の会」を急速に県

下市町村に設立するため市町村学校、婦人会、青年会の方々に
 参集を願ひ設立運営の協議会を開催せんとする。

二、主 催 福島県

三、日時場所

1 県北中道り方部
 (通)

月 日	会 場	参集(最寄りの会場に 参集するも可 範圍)
十一月 十七日	福島市第一小学校	信 夫 郡(地方事務 所管内)
同 十八日	伊達郡保原小学校	伊 達 郡(同)
同 十九日	安達郡 二本松小学校	安 達 郡(同)
同 二十日	郡山市金透小学校	郡 山 郡(同)
同 二十一日	岩瀬郡 須賀川第一小学校	岩 瀬 郡(同)
同 二十二日	西白河郡 白河第一小学校	西白河郡(同)

2 会津方部(略)

3 浜通り県南方部(略)

四、会議次第

1 開会の辞(午前九時) 地方事務所 教育課員

2 挨拶 同 教育課長

3 「父母と先生の会」について

県社会教育課

県北中通り方部 社会教育主事 高橋新二

浜通り県南方部 同 今井豊蔵

会津方部 同 佐久間二郎

4 議 事

座長選出

管内一般状況報告 地方事務所教育課長

「父母と先生の会」結成の状況並に意見発表

管内学校長若は後援会若は保護者会代表者

5 協議懇談

公民館の在り方について

社会教育研究大会について

6 閉会の辞 午後三時 地元学校長

おおむね右の形式によられたいが地方の事情により協議懇談の内容を附加する等適宜工夫せられたい。

五、参集者の範圍

町村代表者、学校長、後援会若は保護者会代表者、婦人会、青年会その他「父母と先生の会」関係者

注意

各学校においては「父母と先生の会」の結成状況並に意見発表についての資料を留意持参して下さい。

[昭47刊「福島県教育史資料第6集」抜粋]

二四五〔昭和二十三年PTA運営と教育委員選挙啓蒙について〕

二三社教

昭和二十三年九月二日

福島県教育部長

地方事務所長殿

市 長殿

小学校 長殿（小学校より新制中学校へ一部廻送して下さい）

中学校 長殿

高等学校 長殿

（学校からPTAに連絡して下さい）

PTAの運営並教育委員選挙啓蒙についての協議会開催

について

標記のことについて左記により協議会を開催いたしますから御繁忙のことは存じますが是非出席下さるようお願いいたします。

記

PTAの運営並教育委員選挙啓蒙についての協議会要項

よりよき学校

よりよき家庭

よりよき社会のために――

主催 福島軍政府民間教育部

福島県教育部

一、目的

(一) PTAの事業計画をどうしたらよいか。

学校、家庭および社会への責任について協議する。

(二) 教育委員の選挙についてPTAとしてどんな啓蒙運動をし

たらよいか。

趣旨の徹底をはかり、啓蒙運動の方法について討議する。

この討議したことを各町村PTA毎に継続事業として実施す

る。

二、期日および会場

(一) 九月十一日(土) 福島市 福島師範女子附属校講堂(県北方面)

(二) 九月十三日(月) 平 市 磐城女子高校講堂 (浜通見部)

(三) 九月十五日(水) 若松市 謹教小学校講堂 (会津方面)

(四) 九月十七日(金) 郡山市 安達女子高校講堂 (県南方面)

三、出席者

(一) 各地方事務所教育課長等四市学務課長

(二) 各市町村各学校PTA毎に代表者三人

父母代表 二人、先生代表 一人(中一人は婦人のこと)

四、指導者

福島軍政府代表

福島県社会教育課長 阿部 新

同 主事 今井 豊 蔵

福島県視学 長谷川 寿郎
 福島県指導委員 作山 佐助

五日 日程

9.00	開 会
9.15	現在のPTAの状態と諸問題
10.15	休 憩
10.25	PTAのプログラム(事業計画)
11.10	学校への責任に対しての事業計画
12.00	昼 食
1.00	社会への責任に対しての事業計画
1.45	家庭への責任に対しての事業計画
2.30	休 憩
2.40	◎教育委員選挙について ◎PTAとしての啓蒙運動について
4.30	

六、備 考

- (一)各PTA代表は最寄りの会場に出席のこと。
- (二)各題目毎に討議の時間をとる予定であるから充分研究してのぞむこと。

(三)教育委員会法と施行令又は社会教育月報(九月号)その他教育委員会関係資料持参のこと。

[昭47「福島県教育史資料第6集」抜粋]

二四六 [昭和二三年教育委員選挙の反応]

県教育委員選挙は低調

農村笛吹けど躍らず

来る十月五日全国一斉に行はれる教育委員会の選挙は長く文部省の支配下にあった学校を、国民の掌中におくもので、教育の地方分権が叫ばれて初めてその地方に即応した教育を行はんとするための県教育委員の選挙は頗る重要性がある、この県教育委員会は国民により選出された七名(うち一名は議員)が教育に関する一切の事項、予算、教科図書を選定、教員の任免、他人事、教育関係者の組織する労組問題に等に関し、その権限を持つもので、民主々義下におけるこれからの教育が如何に重要であり、これと同時に今度始めて施行される各都道府県に設けられる教育委員会が大切なものであるかを知る事が出来る、又教育委員を選出すべき国民が如何に慎重に、且つ重責を以って選挙すべきは云うまでもないが、今回は各都道府県のみで、二十五年より各市町村にも設置される事になる、しかし日本最初の教育委員会の選挙に当って地方民はどれ程の関心を持っているであろうか、各階層に亘り声を聞いて見る

▼地方における教育熱は一般に低調であるだけに矢吹町では四、

五日各区に亘り教育委員会選挙講習会を開き、これが徹底を図らんとしたが二、三流会に終った所もあり、教育委員会の意義、趣旨そのものがわからないものが多い

▼農民層 一部の人達を除外しては頗る低調で、隣接町村のもので委員会の選挙のある事もわからないものが多い。現在の状態

では余程その徹底を計らない限り投票率は三割…三割五分程度とも見られる

▼商工業者 大体のみ込んでいるものが多い、近頃の商工業者は営業税、取引税などといろく／＼難しい事が多くなるだけに、ラジオ、新聞等をよく読んでいるので自然にわかると答えたナンセンスもある、投票率は六割…七割五分

▼俸給者 一般に農村にあつては官公吏、諸事業、公共団体が多いだけに良く認識している、この階層は農村における三〇程度に過ぎないから投票率が良くても結局農民層の投票率如何にかゝってくる、問題は「一人々々が我が子、我が孫の新しい教育をしてくれる立派なよい人」を選出する義務があり、権利であるという気持を持つべきであらう

〔昭23・9・12「やぶぎタイムス」抜粋〕

二四七 「昭和二三年「父母と先生の会」の本義と使命」

P T A 研究協議会全国大会における森戸文相講演

昨年、文部省から、わが国の「父母と先生の会」に関する小冊子を出してから一ヶ年になるが、その後全国小学校、中学校、高等学校の七割まで「父母と先生の会」(P T A)の結成をみていると推定される。アメリカ合衆国では、現在二万八千のP T Aができていくというが、それは全学校数の二割に満たない程度であ

る。

これに比してわが国の結成が、この短期間に七割に相当する数字を示していることは国民の新教育に対する熱意をあらわすものとしてよろこびにたえない。しかし、これを数字や形式上のことにとどめず、内容を充実することが大切である。本大会が催された意義もまたここにあるものと考えらる。

わが国の新教育実施にあたって、この「父母と先生の会」のもつ意義は、いろいろの立場から考えられる。その第一は教育における民主性の問題である。教育は民主的制度によってあらためられ、教育の機会均等をはかるために、義務教育の九ヶ年延長をみ、教育は一切国民全般の手によって行われることになった。もはや教育は従来のように文部省や教師などの独占物であつてはならない。今後の教育は全国民の責任に於てなされなければならないのである。ここに教育行政の地方分権が叫ばれ、教育委員会法が提案されようとしている理由がある。「父母と先生の会」の結成されねばならぬ第一の意義もまたここにあるのである。

第二の意義は、教育の社会化ということである。教育基本法のうちにも「民主的な平和的な社会の形成者を作る」ということが示されてあるが、これによって今後の教育に社会性の重要なことは明らかである。この教育の社会性については、ナトルブも、その教育原理としてといっているところであつて、社会のうごきが

教育に滲透することは現実である。社会悪が学校内に及んでいる
事実、まことにかなしむべきことである。この事実におし流さ
れることなく、逆に教育の力で社会をリードするところまで進出
せねばならない。

ここに教育の積極的な社会性が考えられるわけであって、社会
と学校の結合とくに「父母と教師の結びつき」が重視されること
になるのである。

以上の立場から生まれた「父母と先生の会」には当然次のよう
なことが考えられる。

一、新教育の目的を達成するため、青少年を正しく導くための会
でなければならない。

したがってPTAを教師の物的援護の機関とするだけに終っ
てはならない。

二、この団体は民主的につくらるべきものであって、強制されて
はならない。あくまでも任意のものでなければならない。

三、PTAはPもTも即ち父母も教師も平等の立場に立って、教
育の目的達成にとむべきものであるから、父母が物的援助を
してボスの存在になって教育を支配しようとしたり、あるいは
教師が自己の目的達成のための具に、この会を利用するといっ
たことは絶対にゆるされないことである。地方によっては教員
組合と、PTAの立場が異なるため、それが新教育の実施に大

きな障害になっている向きがあるようであるが、父母と教師は
互に連絡し合っていかなければならない。

つまり父母は教師に心から協力し、教師はよく自らを反省し
父母の期待にそうよにならねばならない。

四、PTAは法律で定められたものでもなくまた政府の命令によ
ったものでもなく、全く民間で各自の自由な意志によってでき
た民主的な民間組織である。つまり愛する子どもたちのため
に、お互が熱意をもって結ばれたものである。故に、この精神
に徹して、ともどもにこのPTAの育成・発達につとめねばな
らない。

五、次にPTAは公正で忠実な立場をとらねばならない。故に、
一党一派に偏してこれを戦争の具(敵)に供するようなことがあって
はならない。また、営利的な面からはたらきかけられて、ボス
的行動に動かされたり、あるいは宗教上の一宗一派に使われて
宗教に利用されてもならないのである。さらに考えねばならぬ
ことは、時流に迎合して、その本来の意義を失うようなことの
ないようにせねばならない。

以上の諸点に特に留意すべきである。これを要するに、今日の
わが国における「父母と先生の会」が全国学校数の七割まで結成
されていることはまことにめざましい発展といわねばならぬ。

しかし、これは一時の流行、ないし雷同附和によるものであつ

てはならないのである。

われわれの最大の希望を子どもたちの幸福におくとき、教育のことは単に文部省や教師だけにまかせるべきものではなく、一般社会の人びとの自覚によって、父母と教師とが互に協力して本来の使命をはたすようにしていただきたいのである。

〔昭23 雑誌「教育技術」8月号抜粋〕

二四八〔昭和二三年矢吹小PTAの発足〕

PTA会を強化

矢小後援会を一九として

矢吹小学校では後援会が学校の推進母体として現在まで強化、充実に進んで来たが、昨年PTA会の誕生を見、父母と教師の連繫に、又民主教育の徹底に尽してをり、二本立になって同校父兄の母体の形で進んで来たが、既報二十七日PTA会を開き協議の結果、両者目的を同じくする所から一本立として真の父母と教師の密接なる連絡の下に学校教育に邁進することに決定を見た、同PTA会に新たに専門委員会を組織、計画、設備、衛生、補導の五部門を設け実際の活動にうつる

〔昭23・5・2「やぶぎタイムス」抜粋〕

二四九〔昭和四〇年統合中PTAの発足〕

統合中PTA発足

昭和四十年より矢吹、中畑、三神の各中学校が一枚に統合され新たな「矢吹中学校」として発足したわけであるが、統合校舎ができるまでそれぞれ分室制度をもって運営されることになりました。これに対応してPTAのあり方についても昨年からいろいろ論議されてきたところではありますが、各分室ごとにそれぞれ分室PTAを置き、実質上分室PTAを単位に活動を推進していくことになり、現在この体制で運営されております。

——PTAの統合体——

しかし、学校が統合された関係から、各分室PTA間の連絡調整などいろいろ問題とされる事項もあり、且つは統合中学校独立校舎建設の側面的援助協力と推進など、何等かの形で連繫統合された組織が必要となつてまいりました。そこで各分室の総会でこの問題について協議する五人の委員をそれぞれ選出し、五月八日に第一回の会議がもたれ統合PTAの構想、規約、経費、役員などにつき協議し、次のような体制で発足することになりました。

各分室のPTAがそれぞれ単一の組織として活動しているが、一体化を推進するため、各分室から選出された各五名のP側委員と校長、教頭、分室主任を代議員として「矢吹中学校PTA代

「議員会」を構成して本会を推進する。

代議員会には、会長、副会長、監査会計などの役員を置き運営する。

代議員会の経費は各分室の負担金をもってこれにあてる。

【役員】

- ▽会長 栗林 義夫
- ▽副会長 円谷 徳重
- ▽同 小川 柳治
- ▽監査 室井 秀夫
- ▽同 円谷 佐忠
- ▽同 佐藤 兼太郎
- ▽会計 安藤 忠治
- ▽同 戸倉 省三
- ▽庶務 中野目 辰善

以上の体制をもって統合中学校に対応したPTAの組織的活動をしてまいりたいと思います。中学校教育におけるPTAの果す役割は極めて大きいものがありますので父兄各位の絶大な協力をお願いしたいと思います。

〔昭40・6・18「広報やぶき」抜粋〕

二五〇〔昭和三年矢吹小PTA活動〕

矢吹小PTAで体育ダンス講習会

矢吹小学校PTA計画、設備合同専門委員会では左の七項目を提案、同委員会で審議した結果次の通り決定を見た

- 一、運動会の期日について九月三十日と決定
- 二、秋の遠足 十月初旬
- 三、町内美化運動 毎月一回町内官公衙の清掃
- 四、体育ダンス講習会について 矢吹小学校PTA共催にて九月十四日開催矢吹班内定、教師として県体育課員西牧リツ女史来
- 矢
- 五、映画会について 計画委員長発議で「手をつなぐ子等」の予定
- 六、矢吹班主催社会科講習会に協力 婦人役員の湯茶接待
- 七、校舎修理

〔昭23・9・12「やぶきタイムス」抜粋〕